

労働裁判と裁判官

島田信義著

早稲田大学出版部

労働裁判と裁判官

島田信義著

早稲田大学出版部

島田 信義 (しまだ・のぶよし)

1925年群馬県前橋市に生れる。1949年早稲田大学
法学部卒業。同大学助手・講師・助教授を経て、
現在同大学教授。法学博士。民法・労働法専攻。

主 著

市民法と労働法の接点 (日本評論社)

労働協約—その理論と実践 (労働旬報社)

給与住宅・福利・共済 (総合労働研究所)

民法大綱・総則編 (敬文堂)

昭和47年10月1日初版第一刷発行

労働裁判と裁判官

定価 1,000 円

検印
省略

著 者 島 田 信 義

発行者 荻 原 益 次

印刷所 早 稲 田 大 学 印 刷 所

発行所

東京都新宿区
戸塚町1-58
郵便番号 160

早 稲 田 大 学 出 版 部

電話 東京 (203) 1551 振替東京 1123

© 1972 Printed in Japan

製本/東栄社

3032-3159-9314

は し が き

「裁判」が「裁判所」という権力機関において、個別的事件を担当する「裁判官」によっておこなわれることは、だれでもが知っていることである。そして、いままでの法律学が、「裁判研究」へアプローチするばあいには、法制度論的視角から「裁判機構・裁判制度」を問題としたり、あるいは法解釈学的視角から「判例研究・批評」をつうじて、裁判官の具体的事件にたいする法の解釈・適用の仕方を問題とするにとどまった。

わたくしは、それはそれなりに有意義であるとおもっていたし、またわたくし自身も、必要におうじて、具体的裁判にたいする「判例研究・批評」をおこなってきた。しかしながら、労働事件というすぐれて階級対立を背景とする裁判において、はたして裁判官の認定事実にたいする法の解釈・適用の仕方だけを批判的に検討するだけで十分なのか、という疑問をつねづねいだいていた。というのは、わたくしが研究生生活にはいったばかりの早稲田大学助手時代に手がけた一判例批評において、裁判官の認定事実A・Bを土台とするかぎり、どうしても判決の結論に到達することはできず、それが可能なのは認定事実Aを過大評価し、認定事実Bを軽視あるいは無視した結果であることを知ったからである。そして、そのことは、認定事実BよりもAを積極的に評価するにふさわしいような、裁判官の支持する価値体系に起因するものであることを指摘しておいた。

ところが、後日ある席で当の担当裁判官の一人から、認定事実BよりもAにおもきをおいたのは、裁判過程で形成されてきた裁判官の心証によるもので、現実に裁判を担当していない部外者が、そこを批判するのはあやまりである趣旨のことを、「判例研究」一般の問題としてではあったが、つけられた。だが、わたくしはかならずしも、これを納得するわけではなかった。なぜかといえば、裁判官の心証形成も、けっして白地的状態においてなされるものではなく、意識するといなにかかわらず、所与の認定事実にたいし、かれの支持する価値体系からの選択がはたらくよちのあることを否定しがたいからである。だから、心証形成過程の主観性を強調するさきの裁判官の主張は、しょせん部外者の裁判批判を封ずるための逃口上にすぎない、とおもわれた。

また、こうしたことのほか、たとえ認定事実の評価をかえないとしても、法の解釈・適用の仕方を背後から規定づけるものとして、裁判官の支持する価値体系のいかんがあるということを痛感するにいたった最高裁大法廷判決にも接していた。昭和二五年一〇月一日の尊属傷害致死被告事件判決がそれである。

本判決において、刑法第二〇五条の違憲性（憲法第一四条）を主張される真野毅・穂積重遠裁判官の少数意見にたいし、世界人権宣言等を引用するがときは「鬼面人を欺くものでなければ羊頭を懸けて狗肉を売るもの」であり、「民主主義の美名の下にその実得手勝手な我儘を基底として国辱的な曲学阿世の論を展開するもので読むに堪えない」とか、「論者よ、以上の改正（旧刑法第三編第一章第一三節の）がどうして親殺し重罰の観念を温存したことになり、また何が古いワクをそのままにしたのであり、更に何が立法として筋が通らないのであるのか休み休み御教示に預りたい」と論難した斎藤悠輔最高裁判官の補足意見は、じつに「元来孝は祖先尊重に通ずる子孫の道である。……われらの使用する一言半句その道具である口唇、さては我、汝それ自身でさえ祖先の遺産であることを三思す

べきである。……少数意見の思想のごときは、この道義を解せず、ただ徒に新奇を逐う思い上った忘恩の思想といふべく徹底的に排撃しなければならない」というものであった。

刑法第二〇五条二項の規定が憲法第一四条に違反しないとの解釈論の背景には、こうした封建的家族関係の残滓をなお価値あるものとして支持をあたえる、裁判官の価値観が存在することを明瞭に看取することができよう。

そこで、わたしは、個別的労働事件において、具体的な判決をみちびき出す裁判官の憲法感覚―労働基本権意識、その強弱を決定づけるところの出身階層・法学教育の在り方・パーソナリティなどの諸要素や、所屬庁の審級別構成上の位置および権利闘争の展開状況など重視する立場から、労働事件裁判の動態を分析しようところみたわけである。

本書を構成する各章は、序章および結語をのぞき、すでに発表されたものばかりであるが、全体の統一をはかるためいくばくかの加筆訂正をこころみた部分もある。本来なら、なお分析してみたかった点、たとえば大阪地方裁判所および同庁所屬裁判官があるが、今後の課題としてのこさざるをえなかった。

最後に、本書の発刊にお力ぞえをいただいた早稲田大学教授有倉遼吉先生や、発刊をこころよく引受けられた早稲田大学出版部、および編集上の配慮をくださった同部編集者城下幸雄さんをはじめとする皆さんに心からなる謝意を表したい。

一九七二年八月

信州・蓼科高原にて

著 者

△付記V

あらたに書下ろした序章・結語をのぞき、本書を構成する旧稿は、かつてつぎのような形で発表されたものである。

- 第一章 最高裁の労働基本権感覚……………月刊労働問題一三七号（六九年九月）
- 第二章 刑事労働事件と最高裁判官……………法律時報四二卷七号（七〇年六月）
- 第三章 民事労働事件と高等裁判所……………早稲田法学四七卷一号（七一年七月）
- 第四章 民事労働事件と東京地方裁判所……………戒能博士還暦記念論文集『日本の裁判』所収（六八年一二月）
- 第五章 司法反動化と労働事件……………労働法津旬報七六七号（七一年二月）

目次

はし
が
き

序 章 労働事件と裁判所・裁判官の分析に関する『覚書』……………一

一 裁判所の執行権力性と相対的独自性……………一

二 裁判所の相対的独自性と裁判官の基本権感覚……………五

三 上級・下級裁判所と裁判官の基本権感覚……………七

四 権利闘争と裁判官の基本権感覚……………一〇

第一章 最高裁判官の労働基本権感覚……………一三

一 はじめに……………一三

二 「三・一五判決」における裁判官の潮流……………一五

三 利息制限法違反事件と最高裁判官の対応状況……………一八

四 「四・二大法廷判決」における多数意見の基本権感覚とその批判……………二三

第二章 刑事労働事件と最高裁判官	元
------------------	---

一 最高裁における刑事労働事件の一般的傾向	元
二 少数意見等と最高裁判官	三
三 最高裁判官の出身階層等と労働者の権利擁護の姿勢の関連性	五
四 むすび	六

第三章 民事労働事件と高等裁判所	六
------------------	---

一 民事労働事件における高等裁判所の概況	六
二 原審判決との対比からみた高裁判決の態様	六
三 最高裁判決との対比からみた高裁判決の態様	一〇
四 労働者の権利の擁護と高等裁判所判事	一〇

第四章 民事労働事件からみた東京地方裁判所	一六
-----------------------	----

一 はじめに	一六
--------	----

二 労働者の権利の擁護と東京地裁	二九
三 東京地裁と労働者権擁護の態様	三六
四 東京地裁裁判官と労働者の権利の擁護	五〇

第五章 労働事件と労働法理と人権感覚	一五
--------------------	----

——平賀裁判官を素材として——

一 はじめに	一五
二 平賀裁判官と労働事件判決	一七
三 平賀裁判官の労働法理論	一四
四 平賀裁判官の憲法感覚・人権感覚	一六
五 むすび	一八

結 語	二〇
-----	----

索引（裁判所別・裁判官別・事件名別）	
--------------------	--

序 章 労働事件と裁判所・裁判官の分析に関する『覚書』

一 裁判所の執行権力性と相対的独自性

(1) 司法機関（裁判所）は、立法・行政機関とならんだ国家の権力機構の一部であり、支配階級の定立した「法と秩序」の維持を主要任務としながら、階級支配の一機能を分担するものであることは、階級国家における統治機構を有機的・具体的にとらえたばあい、否定しうべくもない事実である。

しかしながら、戦後の日本国憲法のもとでは、「司法権の独立」（第七六条二項）・「裁判官の独立」（同上三項）・「裁判官の身分保障」（第七八条）により、裁判所は権力機構内部において、立法・行政機関にたいする相対的独自性を保障されるにいたっている。しかも、裁判所にそうした位置づけをあたえた日本国憲法は、民主・平和・人権保障を志向するものであり、かつ違憲立法審査権（第八一条）に集中的に表現されたように、憲法および憲法秩序の維持を裁判所の基本的任務として設定するにいたった。

だが、わが国の現実の政治・社会・経済状況は、米軍占領下・占領後をつうじて、一貫して政治・外交・軍事・経済の諸領域にわたりアメリカに従属しながら、独占資本主義国家として復活し、かつ高度な発展を上げてきてい

一 裁判所の執行権力性と相対的独自性

る。そして、このことの反映として、わが国の支配体制は、民主・平和・人権保障を志向する憲法秩序と、これとは異質の、かつこれに対立的に軍事優先を志向する安保体制との矛盾を包括する体制として成立している。このことは、とうぜんのことながら、わが国の支配者層たる政府・独占をして、安保体制下での軍国主義復活政策の追及という道をあゆませることとなるが、この路線と権力機関の一部としての裁判所に託された憲法および憲法秩序の維持という基本任務とのあいだには、おおいがたい矛盾が存在する。

(2) こうした権力機構内部での矛盾は、立法・行政機関にたいし相対的独自性を有するとはいえ、裁判所の具体的裁判にいかなる影響をもたらすことになるのか、またならないのかの検討をせまることとなろう。この検討を労働事件裁判の側面からすすめてみよう。

わが国支配者層の憲法および憲法秩序を崩壊させる方向での諸政策・諸施策は、労働問題がもつとも基本的な階級矛盾を背景とするため、早くも占領下において、米占領軍の指令にもとづく政令二〇一号(昭和三年七月三十一日)による官公労働者の労働基本権剝奪と、その国内法化(公務員法改正・公労法等の制定)としてあらわれている。やがて、裁判所は、この政令二〇一号を実体化した公務員法・公労法の労働基本権制約——とりわけ争議権禁止規定——を合憲とし、政府・独占がわの維持しようとする政令二〇一号体制(安保体制につうずる)にたいし法的追認をあたえるか、あるいはそれを違憲となし、政令二〇一号体制に法的拒否をあたえるかの選択をせまられることになる。しかしながら、裁判所が立法・行政機関とともに、広義の執行権力を形成していることにかんがみると、政府・独占がわの労働基本権抑圧政策に、よほどさしせまった変更の条件が成熟しないかぎり、個別的裁判において、裁

判所に後者の選択を期待することは至難の業というほかない。昭和四一年一月二六日の全通中郵事件大法院判決ないし昭和四四年四月二日の都教組事件大法院判決にいたるまでの最高裁判決が、「公共の福祉」というなんら実体のともなわない抽象概念に仮託して、政令二〇一号体制維持の権力意思に法的確認をあたえてきた事實は、なによりも裁判所の執行権力的性格を如実に描きだすもの、といえよう。

(3) だが、それにもかかわらず、権力機構内部において相対的独自性をあたえられた裁判所は、つねにかならずしも、直截に政令二〇一号体制維持の権力意思に法的確認をあたえることにはならない。なぜかといえば、政府・独占がわの労働基本権抑圧政策を変更するための条件は、労働者がわの基本権奪還闘争の質量的な発展と労働者階級の権利意識の昂揚、労働基本権保障の国際的慣行の確立と国際社会による慣行承認の要請、裁判所内部とくに下級裁判所における労働基本権尊重の裁判例の集積、これらにもとづき成長する基本権抑圧政策にたいする全社会的な規範的非難等々の諸要因にもとづき、その成熟度を相対的に変化させることになるからである。したがって、裁判所がこのような労働基本権抑圧政策の変更条件の相対的成熟度を洞察することにより、政令二〇一号体制の権力意思を修正しつつ法的確認をあたえるという事態も、おおいにありうるわけである。前記最高裁大法院判決、とりわけ違憲の明文規定（地公法第三七条・六四条一号）にたいする極端な限定解釈により、争議権禁止の合憲性をからくも維持しえた都教組事件大法院判決は、まさにこのようなものであったといえる。

ここでは、もはや公務員の争議行為の一律全面的な禁止措置は、違憲の疑いありとしてすてきられ、政令二〇一号体制維持の権力意思が、そのままでは貫徹しえないことをあきらかにしめした。だが、これと同時に、労働基本権

の「内在的制約」原理として、公務員の「職務の公共性」なる概念を定立し、「国民生活全体の利益」に重大な支障をおよぼすような態様の争議行為の禁止を許容するとともに、全通中郵事件大法廷判決をひきついで、政治目的をもつ争議行為や長期かつ大規模な争議行為（ゼネスト）の正当性剝奪を容認するにいたった。一言にしていえば、公務員労働運動のビジネス・トレード・ユニオニズムとしての法認である。裁判所は争議権禁止の権力意思のうちから、ビジネス・トレード・ユニオニズムのわく内にある争議行為をぬきさったのこりの部分についてのみ、法的確認をあたえるごとくそれを修正するにいたったわけである。このことは、都教組事件大法廷判決と同時にくだされた安保六・四事件大法廷判決、すなわち、国公共闘・全司法等をふくむ宮城県県民会議の実施した、仙台高裁玄関前での安保条約強行採決にたいする抗議集会の指導者（公務員労働者）にたいする有罪判決とを対比すれば、いっそうあきらかになるといえるよう。

(4) しかしながら、そもそも官公労働者にたいする争議権剝奪政策は、二・一ゼネストや昭和二三年の全通を中心とする全国的な地域波状スト（三月闘争）などの政治スト・大規模ストライキの抑圧に主眼目があった。したがって、最高裁判所がビジネス・トレード・ユニオニズムのわく内にある官公労働者の争議行為を許容したとしても、政令二〇一号体制維持の権力意思は、その基本において変更されることなく貫徹されているわけである。むしろ、最高裁の前記大法廷判決は、政令二〇一号による争議権剝奪政策からその夾雑物をはらいのけ、「職務の公共性」とか、「国民生活全体の利益」とかの抽象概念を媒介として、政治スト・ゼネストなどの争議行為禁止の正当性・合憲性に強固な法的支柱をあたえてさえいる、といえるのである。

官公労働者の争議行為の一部を解放することにより、かえって争議権剝奪政策の権力意思を強固に貫徹させようとするもののなかに、裁判所の相対的独自性を止揚したところの執行権力性ないし階級性のあらわれをきわめて明瞭に看取することができよう。

二 裁判所の相対的独自性と裁判官の基本権感覚

(1) みぎのように、裁判所、とりわけ最高裁判所の執行権力性ないし階級性が肯定されるとしても、個別的裁判においては、労働基本権制約の権力意思の貫徹が抑制され、ときには下級審裁判所におけるように権力意思の貫徹が阻止（争議権禁止規定の違憲判決、たとえば、大阪地裁・大阪教組事件、昭三五(ワ)七三五号、昭三九・三・三〇判、労働別冊五二八号一頁、吉益清・石松竹雄・喜多村治雄裁判官）されることがある。ここに、裁判所の相対的独自性の顕著なあらわれがみられる。

ところで、裁判所のこの相対的独自性は、法制度上は「裁判官の独立」の保障としても確保せられている。「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」との憲法規定（第七六条三項）が、それである。これは、個別的裁判における「独立」した裁判官の法的価値判断をつうじて、憲法および憲法秩序の維持という裁判所の基本任務が達成されることを前提としたものでもある。したがって、個別的裁判における裁判結果が、裁判所の基本任務の達成に適合するかどうかは、担当裁判官一人一人の憲法的価値体系を支持することの度合・人権感覚の強弱に依存することとなる。だが、わが国の支配者層が、憲法的価値体系とは異

質の安般的価値体系を支持し、その路線にそつた具体的諸施策を展開する現実状況においては、みぎの裁判官の憲法的価値体系支持の度合や人権感覚の強度にも、たぶんに動揺の生ずることはいなめない事実であらう。

(2) こうして、わが国の現状では、個別的裁判の裁判結果は、憲法秩序と安保体制との矛盾に起因する法的问题を、担当裁判官が憲法的価値体系にそつて解決するか、それとも安般的価値体系にそつて解決するか、の二者選択により左右されることとなる。そして、そのような担当裁判官の価値選択を背後から規定するものは、まさに担当裁判官の基本的人権尊重の感覚の有無ないし強弱にはかならない。そうだとすれば、個別的労働事件の裁判結果は、担当裁判官の基本権感覚のいかんにかかわり、けつして法理論についての構成の優劣により決せられるものではないことがしれよう。

その具体的一例をつぎにしめしてみよう。

前記の都教組事件大法廷判決の多数意見は、公務員の争議権禁止という違憲の明文規定を極端な限定解釈により合憲化するとともに、争議行為指導者(被告人)の無罪を確定させた。だが、この限定解釈にたいしては、結果の当否をはなれて、法解釈の限界をこえた一種の立法作用であるとの批判のなりたつちがある。現に、同判決の少数意見が多数意見にたいする反対理由としてもちいた理論がそれであり、また昭和四六年一〇月一五日の東京地裁・都教組懲戒処分事件判決(昭三(行)一〇三号、劳旬別冊七九三号六頁、岩村弘雄・小笠原昭夫・石井健吾裁判官)が、おなじように多数意見の批判にもちいた理論もそれである。しかしながら、この両批判は、現象的には同一理論を使用しながら、前者は無条件的に政令二〇一号体制の維持に価値をみとめて、被告人の「有罪」を確定しようと意図

するものであり、また後者は多数意見の憲法および憲法秩序維持への価値のおきかたの過少を批判——限定解釈によるも、違憲の疑いは払拭しきれないとの——しつつ、被告人の「無罪」を確定しようと意図するものであった。じつに両者の差異は、担当裁判官における労働基本権尊重の感覚の有無を基底とするところにあったわけである。この事例は、個別的裁判の結果を決定づけるものが、なによりも法理論構成の背後にひそむ担当裁判官の基本権感覚であることを雄弁にものがたっている、といえよう。そうだとすれば、労働事件における裁判研究の課題は、裁判例にあらわれた法理論構成の適否を検討するにとどまらず、その法理論構成のはしばしにあらわれる、担当裁判官の基本権感覚を批判的に検討するものでなければならないだろう（本書全般、とくに第一章・第二章）。

三 上級・下級裁判所と裁判官の基本権感覚

(1) 個別的労働事件における担当裁判官の基本権感覚を批判的に検討するばあい、無視しえない要素のひとつとして、裁判官の所属する裁判所の審級別構成の相違がある。法制度上、内閣による直接の任命にかかわる裁判官により構成される最高裁判所（憲法第七九条一項）が、もともと執行権力的性格のつよいのはとうぜんである。下級裁判所は、最高裁判所の指名にしたがい内閣が任命する裁判官をもって構成されるが（憲法第八〇条一項前段）、最高裁判所の直近下位にある高等裁判所のほうが、地方（家庭）裁判所よりも執行権力性をつよめることは、たやすく予想されるところである。ということは、裁判所の審級が上級にいけばいくほど、裁判所を構成する裁判官の基本権感覚が稀薄化される、との仮説のなりたつよちがあることでもある。たしかに、この仮説は、たとえば公務員の争